

新型インフルエンザ等対策有識者会議

議事次第

日時：平成24年8月7日(火) 17:30～19:00

場所：官邸4階大会議室

1. 開会

2. 委員紹介

3. 挨拶 野田佳彦 内閣総理大臣

4. 議事

- (1) 有識者会議について
- (2) これまでの新型インフルエンザ対策の取組みについて
- (3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法について
- (4) 検討事項について
- (5) 今後のスケジュールについて

5. 閉会

挨拶 中川正春 国務大臣

(第1回会議 配布資料)

- 資料1-1 新型インフルエンザ等対策に係る対処体制
- 資料1-2 設置根拠及び委員名簿
- 資料2 これまでの新型インフルエンザ対策の取組みについて
- 資料3 新型インフルエンザ等対策特別措置法について
- 資料4 検討事項について(案)
- 資料5 今後のスケジュール
- 資料6 井戸委員(兵庫県知事)提出資料

(参考資料1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法

(参考資料2) 衆・参内閣委員会 附帯決議

(参考資料3) 新型インフルエンザ対策行動計画

(参考資料4) 新型インフルエンザ対策ガイドライン

(参考資料5) 新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議 報告書

(参考資料6) 新型インフルエンザ専門家会議 新型インフルエンザ対策ガイドラインの見直しに係る意見書

(参考資料7) 新型インフルエンザ(A/H1N1)への対応に係る基本的対処方針

新型インフルエンザ等対策に係る対処体制

平時

新型インフルエンザ等対策閣僚会議
(平成24年8月3日 閣議口頭了解一部改正)

主 宰 : 内閣総理大臣
構成員 : 全閣僚

<主な任務>
○ 発生に備え、「政府行動計画」を決定する等、政府一体となって対策を推進。

発生時

新型インフルエンザ等対策本部

本部長 : 内閣総理大臣
副本部長 : 官房長官、厚生労働大臣、
その他の大臣(本部長が特に必要と認める場合)
構成員 : 他のすべての国務大臣

<主な任務>
○ 発生状況に応じた「基本的対処方針」を決定する等、対策を総合的かつ強力に推進。

↑
特措法においては、「政府行動計画」を作成するときは、内閣総理大臣は、学識経験者の意見を聴くこととされている。

↑
特措法においては、「基本的対処方針」を作成するときは、本部長は、学識経験者の意見を聴くこととされている。

<特措法の趣旨に則り、新設>
新型インフルエンザ等対策有識者会議
新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について(平成24年8月3日閣僚会議決定)

- 委員 : 医学、公衆衛生、法律・経済専門家、経済界、労働界、地方公共団体、マスコミ等
※ 内閣総理大臣が指名
- <主な任務>
○ 内閣総理大臣からの求めに応じ、「政府行動計画案」の作成の基本的考え方等を取りまとめる。

基本的対処方針等諮問委員会

- 委員 : 「有識者会議」の委員の中から、内閣総理大臣が指名(医学、公衆衛生関係者等)

<主な任務>
○ 内閣総理大臣からの求めに応じ、「基本的対処方針」の作成の基本的考え方等を取りまとめる。

医療・公衆衛生に関する分科会	委員:「有識者会議」の委員の中から、内閣総理大臣が指名
社会機能に関する分科会	委員:「有識者会議」の委員の中から、内閣総理大臣が指名

「新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について」の概要

	新型インフルエンザ等対策有識者会議(全体会議、平時)	基本的対処方針等諮問委員会(発生時)	分科会(平時)
目的	政府行動計画等に関し、内閣総理大臣に対し意見を述べる事	基本的対処方針等に関し、新型インフルエンザ等対策本部長等に対し意見を述べる事	○医療・公衆衛生に関する分科会 医療等の提供体制の確保に係る事項等 医療・公衆衛生に関する検討を行うこと ○社会機能に関する分科会 登録事業者の登録基準に係る事項等社会機能に関する検討を行うこと
委員数の上限	30人以内	10人以内	—
参集	内閣総理大臣	内閣総理大臣	—
委員の指名	内閣総理大臣	内閣総理大臣 (有識者会議の委員の中から)	内閣総理大臣 (有識者会議の委員の中から)
会長	内閣総理大臣が指名(兼務)		内閣総理大臣が指名
会長代理	内閣総理大臣が指名(兼務)		—
会長の事故の場合	会長代理 (2人以上置かれている場合は、内閣総理大臣が定めた順序)		分科会の委員の中から内閣総理大臣があらかじめ指名する者
臨時委員	—	—	必要に応じ内閣総理大臣が指名
庶務	内閣官房	内閣官房	公衆衛生:厚労省 社会機能:内閣官房

上記以外に規定する主な事項

- 新型インフルエンザ等の発生時におけるまん延の状況に応じ、諮問委員会を参集するいとまがない等の際には、内閣総理大臣は法第18条第4項に基づく意見を諮問委員会の長から聴取する。この場合、諮問委員会の長は次の諮問委員会において報告を行う。
- 関係行政機関は、有識者会議、諮問委員会及び分科会(以下「有識者会議等」という。)の運営に最大限協力するものとし、正当な理由がない限り、有識者会議等からの資料提出及び説明聴取等の要請を拒むことはできないものとする。
- 有識者会議等の長は、必要と認める者に対し、会議への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。

設置根拠及び委員名簿

1. 設置根拠等

- 新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について（平成24年8月3日新型インフルエンザ等対策閣僚会議決定）

（参考1）新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）
（抄）

（参考2）新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について（平成23年9月20日閣議口頭了解 平成24年8月3日一部改正）

2. 各会議の委員名簿

① 新型インフルエンザ等対策有識者会議委員名簿

② 基本的対処方針等諮問委員会委員名簿

③ 分科会委員名簿

・ 医療・公衆衛生に関する分科会委員・臨時委員名簿

・ 社会機能に関する分科会委員名簿

新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について

平成24年8月3日
新型インフルエンザ等対策閣僚会議決定

新型インフルエンザ等対策の円滑な推進のため、新型インフルエンザ等対策閣僚会議の下に、新型インフルエンザ等対策有識者会議(以下「有識者会議」という。)を開催する。

1 新型インフルエンザ等対策有識者会議

- (1) 有識者会議は、次に掲げる意見を、内閣総理大臣に対し述べることとする。
 - ① 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第6条第5項の規定に基づく意見。
 - ② ①に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の円滑な推進を図るために必要な意見。
- (2) 有識者会議は、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者(以下「学識経験者」という。)の中から内閣総理大臣が指名する構成員30人以内をもって構成する。
- (3) 内閣総理大臣は、構成員の中から有識者会議の長及び有識者会議の長の代理(以下「長代理」という。)を指名する。
- (4) 長代理は有識者会議の長を補佐し、有識者会議の長に事故があるときは、長代理を有識者会議の長とする。長代理が2人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣が定めた順序で、有識者会議の長とする。

2 基本的対処方針等諮問委員会

- (1) 有識者会議の下に、基本的対処方針等諮問委員会(以下「諮問委員会」という。)を開催する。諮問委員会は、次に掲げる意見を、内閣総理大臣又は法第16条第1項の新型インフルエンザ等対策本部長に対し述べることとする。
 - ① 法第18条第4項に基づく意見。
 - ② ①に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等の発生時の対策に関する必要な意見。
- (2) 諮問委員会は、有識者会議の長及び長代理並びに内閣総理大臣が指名する有識者会議の構成員をもって構成し、その総数は、有識者会議の長及び長代理を含め10人以内とする。
- (3) 諮問委員会の長は、有識者会議の長をもってこれに充て、諮問委員会の長の代理は、長代理をもってこれに充てる。
- (4) 1(4)の規定は、諮問委員会の長の代理について準用する。
- (5) 内閣総理大臣において特に緊急を要するため諮問委員会の構成員に参集を求めるとまがないと認めるとき又は参集するよう努めたにもかかわらず、なお構成員の過半数が出席できないときは、内閣総理大臣は、法第18条第4項に

基づく意見を諮問委員会の長から聴取するものとする。

- (6) 諮問委員会の長は、(5)の規定により、意見を述べたときは、その旨及び意見の内容を次の諮問委員会において報告しなければならない。

3 分科会

- (1) 有識者会議は、次の表の上欄に掲げる分科会を開催し、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について検討する。

名称	医療・公衆衛生に関する分科会	社会機能に関する分科会
検討事項	医療等の提供体制の確保に係る事項等医療・公衆衛生に関する事項。	登録事業者の登録基準に係る事項等社会機能に関する事項（医療・公衆衛生に関する分科会の検討事項を除く。）。

- (2) 分科会に属すべき構成員は、有識者会議の構成員の中から内閣総理大臣が指名する。
- (3) 内閣総理大臣は、当該分科会に属する構成員の中から分科会の長を指名する。
- (4) 分科会の長に事故があるときは、当該分科会に属する構成員のうちから内閣総理大臣があらかじめ指名する者を分科会の長とする。
- (5) 内閣総理大臣は、分科会に、特別の事項を検討させるため必要があると認めるときは、学識経験者の中から臨時構成員を指名することができる。

4 構成員の参集

内閣総理大臣は、有識者会議及び諮問委員会を開催するため、構成員の参集を求める。

5 関係行政機関の責務

関係行政機関は、有識者会議、諮問委員会及び分科会（以下「有識者会議等」という。）の運営に最大限協力するものとし、正当な理由がない限り、有識者会議等からの資料提出及び説明聴取等の要請を拒むことはできないものとする。

6 意見の開陳等

有識者会議等の長は、必要と認める者に対して、有識者会議等への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。

7 庶務

有識者会議の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。ただし、医療・公衆衛生に関する分科会に係るものについては、関係行政機関の協力を得て、内閣官房との連携の下に厚生労働省において処理する。

8 その他

1から7までに定めるもののほか、有識者会議等の運営に関し必要な事項は、有識者会議等の長が定める。

(参考1)

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）抄

（政府行動計画の作成及び公表等）

第六条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）を定めるものとする。

2～4 （略）

5 内閣総理大臣は、前項の規定により政府行動計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

6～8 （略）

（基本的対処方針）

第十八条 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針」という。）を定めるものとする。

2・3 （略）

4 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

5 （略）

(参考2)

新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について(平成23年9月20日
閣議口頭了解 平成24年8月3日一部改正)
新旧対照表

新	旧
<p><u>新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について</u></p> <p>1. <u>新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等感染症及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症をいう。以下同じ。)の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、<u>新型インフルエンザ等対策閣僚会議(以下「閣僚会議」という。)</u>を随時開催する。</u></p> <p>2. <u>閣僚会議の構成員は、全閣僚とする。</u> <u>閣僚会議には、必要に応じ、その他関係者の出席を求めることができる。</u></p> <p>3. <u>閣僚会議は、内閣総理大臣が主宰する。</u></p> <p>4. <u>閣僚会議は、専門的事項について意見を求めるため、学識経験者の参集を求めることができる。</u></p> <p>5. <u>関係省庁間の事務を調整し、この閣僚会議を補佐するため、関係行政機関の実務担当者による会議を随時開催する。</u></p> <p>6. <u>閣僚会議の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。</u></p>	<p><u>新型インフルエンザ対策閣僚会議の開催について</u></p> <p>1. <u>新型インフルエンザの発生に関して、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、<u>新型インフルエンザ対策閣僚会議(以下「会議」という。)</u>を随時開催する。</u></p> <p>2. <u>会議の構成員は、全閣僚とする。</u> <u>会議には、必要に応じ、その他関係者の出席を求めることができる。</u></p> <p>3. <u>会議は、内閣総理大臣が主宰する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4. <u>関係省庁間の事務を調整し、この会議を補佐するため、関係行政機関の実務担当者による会議を随時開催する。</u></p> <p>5. <u>会議の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。</u></p>

新型インフルエンザ等対策有識者会議 委員名簿

- | | |
|---------|---|
| 伊藤 隼也 | 医療情報研究所 医療ジャーナリスト |
| 伊東 紀子 | まや法律事務所 弁護士 |
| 井戸 敏三 | 兵庫県知事 |
| 庵原 俊昭 | 独立行政法人国立病院機構三重病院長 |
| 大石 和徳 | 国立感染症研究所感染症情報センター長 |
| 大西 隆 | 日本学術会議会長・東京大学大学院工学系研究科教授 |
| 大橋 俊二 | 裾野市長 |
| ○ 岡部 信彦 | 川崎市衛生研究所長
(前国立感染症研究所感染症情報センター長) |
| 翁 百合 | 日本総合研究所理事 |
| 押谷 仁 | 東北大学大学院医学系研究科微生物学分野教授 |
| ◎ 尾身 茂 | 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構理事長
(前新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会委員長) |
| 折木 良一 | 前統合幕僚長 |
| 河岡 義裕 | 東京大学医科学研究所感染症国際研究センター長 |
| 川名 明彦 | 防衛医科大学校内科学講座2(感染症・呼吸器)教授 |
| 川本 哲郎 | 同志社大学法学部・法学研究科教授 |
| 小森 貴 | 日本医師会常任理事 |
| 櫻井 敬子 | 学習院大学法学部教授 |
| ○ 田代 真人 | 国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センター長 |
| 朝野 和典 | 大阪大学大学院医学系研究科感染制御学分野教授 |
| 永井 庸次 | 社団法人全日本病院協会理事 |
| 古木 哲夫 | 和木町長 |
| 松井 憲一 | 日本経済団体連合会 国民生活委員会 企画部会長 |
| 丸井 英二 | 人間総合科学大学人間科学部教授 |
| 南 砂 | 読売新聞編集局医療情報部長 |
| 安永 貴夫 | 日本労働組合総連合会 副事務局長 |
| 柳澤 秀夫 | 日本放送協会解説委員長 |

◎：会長 ○：会長代理

(五十音順・敬称略)

基本的対処方針等諮問委員会委員名簿

- | | |
|---------|---|
| 庵原 俊昭 | 独立行政法人国立病院機構三重病院長 |
| 大石 和徳 | 国立感染症研究所感染症情報センター長 |
| ○ 岡部 信彦 | 川崎市衛生研究所長
(前国立感染症研究所感染症情報センター長) |
| ◎ 尾身 茂 | 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構理事長
(前新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会委員長) |
| 河岡 義裕 | 東京大学医科学研究所感染症国際研究センター長 |
| 川名 明彦 | 防衛医科大学校内科学講座2(感染症・呼吸器)教授 |
| 小森 貴 | 日本医師会常任理事 |
| ○ 田代 真人 | 国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センター長 |
| 朝野 和典 | 大阪大学大学院医学系研究科感染制御学分野教授 |

◎：委員長 ○：委員長代理

(五十音順・敬称略)

新型インフルエンザ等対策有識者会議 社会機能に関する分科会 委員名簿

- | | | |
|---|-------|--------------------------|
| | 井戸 敏三 | 兵庫県知事 |
| ○ | 庵原 俊昭 | 独立行政法人国立病院機構三重病院長 |
| ◎ | 大西 隆 | 日本学術会議会長・東京大学大学院工学系研究科教授 |
| | 翁 百合 | 日本総合研究所理事 |
| | 折木 良一 | 前統合幕僚長 |
| | 小森 貴 | 日本医師会常任理事 |
| | 櫻井 敬子 | 学習院大学法学部教授 |
| | 松井 憲一 | 日本経済団体連合会 国民生活委員会 企画部会長 |
| | 安永 貴夫 | 日本労働組合総連合会 副事務局長 |
| | 柳澤 秀夫 | 日本放送協会解説委員長 |

◎：分科会長 ○：分科会長代理

(五十音順・敬称略)

新型インフルエンザ等対策有識者会議
医療・公衆衛生に関する分科会 委員・臨時委員名簿

- | | | |
|---|-------|------------------------------------|
| | 井戸 敏三 | 兵庫県知事 |
| | 庵原 俊昭 | 独立行政法人国立病院機構三重病院長 |
| ○ | 大石 和徳 | 国立感染症研究所感染症情報センター長 |
| | 大橋 俊二 | 裾野市長 |
| ◎ | 岡部 信彦 | 川崎市衛生研究所長
(前国立感染症研究所感染症情報センター長) |
| | 押谷 仁 | 東北大学大学院医学系研究科微生物学分野教授 |
| | 河岡 義裕 | 東京大学医科学研究所感染症国際研究センター長 |
| | 川名 明彦 | 防衛医科大学校内科学講座2(感染症・呼吸器)教授 |
| | 小森 貴 | 日本医師会常任理事 |
| | 櫻井 敬子 | 学習院大学法学部教授 |
| | 田代 真人 | 国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センター長 |
| | 朝野 和典 | 大阪大学大学院医学系研究科感染制御学分野教授 |
| | 永井 庸次 | 社団法人全日本病院協会理事 |
| | 古木 哲夫 | 和木町長 |
| | 丸井 英二 | 人間総合科学大学人間科学部教授 |
| | 南 砂 | 読売新聞編集局医療情報部長 |

◎：分科会長 ○：分科会長代理

【臨時委員】

- | | | |
|--|---------|-------------|
| | 坂元 昇 | 川崎市健康福祉局医務監 |
| | 佐々木 隆一郎 | 長野県飯田保健所長 |

(五十音順・敬称略)

1. 対策本部の設置と新型インフルエンザ対策行動計画等の策定

(平成16年～現在)

関係省庁申合せにより、「鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」(現:「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」)設置。以降、関係省庁の緊密な連携を確保。

(平成17年～平成21年)

関係省庁で、新型インフルエンザ対策行動計画を策定(平成18年、19年、21年に改定)

(平成19年10月26日)

新型インフルエンザ発生時に、政府としての対策を強力に推進するため、内閣総理大臣を本部長とした対策本部を設置することなどを定めた「新型インフルエンザ対策に関する政府の対応について」を閣議決定。

2. 平成21年の新型インフルエンザ(A/H1N1)への対処

(平成21年4月28日～)

平成21年の新型インフルエンザ(A/H1N1)の発生を踏まえ、直ちに、総理を本部長とする政府対策本部を立上げ、水際対策等の初動対処、医療、サーベイランス、ワクチン接種などについて、「基本的対処方針」を定め、政府を挙げて対応。

(平成22年6月10日)

新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議において、対策を総括し、今後の対策等の見直しに活かすため、報告書を策定。

(平成22年8月27日)

政府対策本部において、病原性の高い新型インフルエンザにも適切に対処できるよう新型インフルエンザ対策を再構築する旨を確認。

3. 新型インフルエンザ対策の再構築及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

(平成23年9月20日)

平成21年の新型インフルエンザ(A/H1N1)の経験や東日本大震災の教訓も踏まえ、新型インフルエンザ対策閣僚会議において、「新型インフルエンザ対策行動計画」を改定。

(平成24年3月9日)

新型インフルエンザ対策行動計画の実効性を高めるため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法案」を閣議決定(国会提出)。3月～4月にかけて国会で審議の上、可決。

(平成24年5月11日)「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を公布。

新型インフルエンザ等対策特別措置法 について

～的確な危機管理のために～

新型インフルエンザ等対策特別措置法制定の背景について

東南アジアなどを中心に、家禽類の間でH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生しており、このウイルスが家禽類からヒトに感染し、死亡する例が報告。

このような高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）のウイルスがヒトからヒトへ効率よく感染する能力を獲得し、病原性の高い新型インフルエンザが発生することが懸念。

平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の経験を踏まえ、

- ・平成23年9月20日に、政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」を改定
- ・新型インフルエンザ対策の実効性を確保するため、各種対策の法的根拠の明確化など法的整備の必要性



- 政府行動計画の実効性をさらに高め、新型インフルエンザ発生時に、その脅威から国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を制定。

鳥インフルエンザ(H5H1)発生国及び人での確定症例(2003年11月以降)

(WHO・OIEの正式な公表に基づく)



□: 家きん等でのH5N1が認められた国
 ■: 人でのH5N1発症が認められた国

参考:WHOの確認している発症者数は計607人(うち死亡358人)

2012年7月6日現在
 厚生労働省健康局結核感染症課作成

WHOに報告されたヒトの鳥インフルエンザ(H5N1)確定症例数

(2012年7月6日現在)

	2003年		2004年		2005年		2006年		2007年		2008年		2009年		2010年		2011年		2012年		合計	
	症例数	死亡数	症例数	死亡数																		
アゼルバイジャン	0	0	0	0	0	0	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	5
バングラデシュ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	3	0	6	0
カンボジア	0	0	0	0	4	4	2	2	1	1	1	0	1	0	1	1	8	8	3	3	21	19
中国	1	1	0	0	8	5	13	8	5	3	4	4	7	4	2	1	1	1	2	1	43	28
ジブチ	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
エジプト	0	0	0	0	0	0	18	10	25	9	8	4	39	4	29	13	39	15	10	5	168	60
インドネシア	0	0	0	0	20	13	55	45	42	37	24	20	21	19	9	7	12	10	7	7	190	158
イラク	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2
ラオス	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
ミャンマー	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
ナイジェリア	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
パキスタン	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1
タイ	0	0	17	12	5	2	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	17
トルコ	0	0	0	0	0	0	12	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	4
ベトナム	3	3	29	20	61	19	0	0	8	5	6	5	5	5	7	2	0	0	4	2	123	61
合計	4	4	46	32	98	43	115	79	88	59	44	33	73	32	48	24	62	34	29	18	607	358

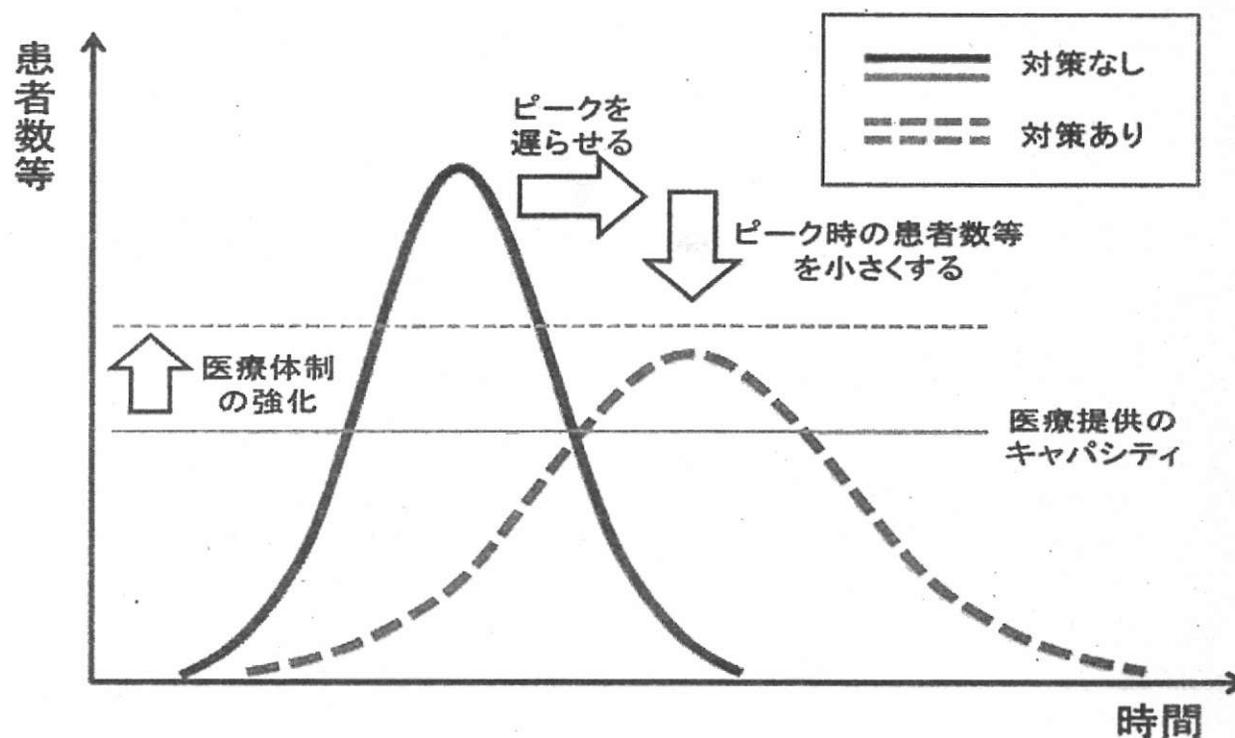
注: 確定症例数は死亡例数を含む。
WHOは検査で確定された症例のみ報告する。

新型インフルエンザ等対策の基本方針

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
2. 社会・経済を破綻に至らせない。

⇒迅速な対策のための明確な体制を構築する。

<対策の効果 概念図>



新型インフルエンザ等対策特別措置法について

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国的大流行のおそれのある新感染症対策のために～
新型インフルエンザ及び全国的大流行のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

(1) 行動計画等の作成

- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
- ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成

(2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする

(3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置

(4) 発生時における特定接種(登録事業者(*)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施

*医療提供業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの

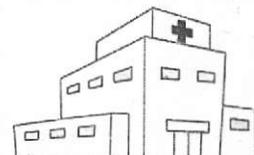
(5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る)が国内で発生し、全国的大流行により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)
- ② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
- ③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資



○ 施行期日:公布の日(平成24年5月11日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

新型インフルエンザ等対策特別措置法が想定している一般的経過例

新型インフルエンザ発生

第一段階 海外で発生(病原性が不明な段階)

政府対策本部立ち上げ

行動計画に基づき、基本的対処方針策定
検疫の実施、特定接種の実施等

第二段階 病原性も明らかになってくる。国内に侵入

病原性等が強いおそれがある場合

緊急事態宣言

外出自粛、催物の開催の制限の要請等
住民への予防接種
臨時の医療施設における医療提供 等

緊急事態宣言終了

左記以外

本部のみ継続

本部の廃止

新型インフルエンザ等発生時の流れと主な措置について

厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表

※ WHOがフェーズ4を宣言

政府対策本部の設置【15条】

- ①基本的対処方針の作成【18条】
- ②特定接種(登録事業者(医療関係者、社会機能維持事業者)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施【28条】
- ③海外発生時の水際対策の的確な実施【29、30条】
- ④現地対策本部の設置(必要に応じて)【16条】

都道府県対策本部の設置【22条】

- ①特定接種の実施への協力【28条】
- ②医師等への医療従事の要請・指示等【31条】

<市町村>

【任意に対策本部設置可】

※法律に基づく対策本部ではない

- ①特定接種の実施への協力【28条】

新型インフルエンザ等緊急事態宣言(国)【31条】

<国>

- ⑤まん延の防止に関する措置
 - ・住民に対する予防接種の実施指示【46条】
- ⑥国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・特定物資の売渡しの要請・収用

- ③まん延の防止に関する措置
 - ・学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請・指示【45条】
- ④予防接種の実施への協力【46条】
- ⑤医療等の提供体制の確保に関する措置
 - ・病院や、医薬品販売業者等である指定(地方)公共機関における診療、薬品等の販売【47条】
 - ・臨時の医療施設の開設、土地等の使用【48条、49条】
- ⑥国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示【54条】
 - ・特定物資の売渡しの要請・収用【55条】
- ⑦緊急時の埋葬・火葬【56条】

市町村対策本部の設置【34条】

- ②予防接種の実施
 - ・住民に対する予防接種【46条】

新型インフルエンザ等緊急事態措置

国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により当該疾病が新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨が公表された場合、本部廃止【21条、25条】

緊急事態宣言が解除された場合、本部廃止【37条(25条準用)】

責務等について【法第3～5条】

国の責務

- ① 新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ及び新感染症。以下同じ)が発生したときは、自ら対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備すること。
- ② 新型インフルエンザ等及びワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めること。
- ③ 世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国等との国際的な連携を確保するとともに、調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めること。

地方公共団体の責務

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進すること。

指定(地方)公共機関の責務

指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について、対策を実施すること。

事業者及び国民の責務

- ① 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、対策に協力するよう努めなければならないこと。
- ② 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならないこと。
- ③ 特定接種の対象となる登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならないこと。

基本的人権の尊重

国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

法施行に向けた検討事項について

新型インフルエンザ等対策有識者会議

1. 新型インフルエンザ等緊急事態(法第32条関係)

- (1) 新型インフルエンザ等緊急事態の宣言・解除の要件
- (2) 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間・区域

2. 感染防止の協力要請(法第45条関係)

- (1) 外出自粛要請、施設の使用制限等を実施すべき期間・区域
- (2) 施設の使用制限等の対象となる施設
- (3) 施設の使用制限等の具体的な措置

3. 国民への情報提供(法第6条第2項第2号ロ関係)4. その他

- (1) 新感染症についての行動計画上の取扱い
- (2) 基本的人権の尊重
- (3) 国内発生初期における現地対応
- (4) 在留邦人への対応
- (5) 発生国からの航空機・船舶等の運航制限要請等
- (6) 国際的な連携・協力 など

1. 予防接種・特定接種

(1) 住民に対する予防接種(法第46条関係)

- ① 集団的接種等の実施方法 ② 優先接種対象者の考え方

(2) 特定接種(法第28条関係)

- ① 集団的接種等の実施方法 ② 具体的な登録方法

(3) プレパンデミックワクチンについて

- ① 備蓄株の選定 ② 接種の時期

(4) ワクチンの臨床研究等

2. 医療提供体制の確保

(1) 発生時の医療提供体制の維持・確保(法第47条)

(2) 臨時の医療施設の具体的内容及び手順(法第48条関係)

(3) 医療関係者に対する要請・指示(法第31条・第62条・第63条関係)

- ① 要請・指示の対象となる医療関係者 ② 要請・指示の対象となる業務 ③ 補償基準等

(4) 抗インフルエンザウイルス薬等

- ① 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 ② 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与

- ③ 流行期の処方薬の取扱い

3. その他

(1) 水際対策

(2) サーベイランス

(3) 社会的弱者への支援 など

社会機能に関する分科会

1. 指定(地方)公共機関(法第2条第6号関係)

- (1) 指定(地方)公共機関の役割(指定の基本的考え方)
- (2) 指定公共機関の具体案

2. 特定接種(法第6条第2項第3号関係)

登録基準(対象の業種・職種、優先順位等)

3. その他

○ 社会機能の維持方策

- ・ パンデミック時に維持すべき社会機能
- ・ 事業者のガイドライン(社会機能維持に果たす事業者の役割等)
- ・ 事業継続の方策(在宅ワークなど) など

今後のスケジュール

24年6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 25年1月 ~ 春

特定接種の登録事務の開始

ガイドラインの策定

政府行動計画の策定

※ 有識者会議に案を諮り、策定

法律の施行

政省令・施行日政令の公布

(※指定公共機関の指定も含む)

有識者会議 中間とりまとめ

各分科会から有識者会議への報告

有識者会議の設置

都道府県担当課長会議の開催

国

政令、行動計画の内容等に関する検討

指定(地方)公共機関の業務計画の策定

市町村行動計画の策定

都道府県行動計画の策定

市町村対策本部条例の制定

都道府県対策本部条例の制定

市町村説明会の開催

都道府県
市町村
指定(地方)
公共機関

新型インフルエンザ等対策有識者会議

第1回会議提案事項

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 知事会の意見を踏まえた新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
- 2 措置の運用に際して国と地方公共団体等の役割の明確化
- 3 その他の提案

1 知事会の意見を踏まえた新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

(1) 兵庫県では、国内最初の新型インフルエンザを経験したことより、課題を抽出し、検証して将来に備えるため、「新型インフルエンザ対策検証委員会」を設置し、平成21年9月に提言として取りまとめた。

また、全国知事会からも平成22年6月に新型インフルエンザに対する要望を行った。

(2) 政府においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の法制化にあたって、全国知事会並びに県の提言を盛り込んでいただいた。(別紙参照)

2 地方公共団体間の役割の明確化

本有識者会議においては、国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響を最小とするために特措法が十分にかつ円滑に運用されるよう国と地方、地方間の役割を明確にしていきたい。

(1) 法において、発生情報を、迅速に把握するようになっているが、インフルエンザシーズン中であれば、渡航歴等疫学的に感染の可能性の高い人に対し検査を行い、シーズン外であれば、症状を呈している人が一定程度集約して見られる場合には積極的に検査を実施するなど、全国の検査実施システムを統一しておくべきである。

(2) 特措法の趣旨である感染症の危機管理を十全に担保するためには、地域対応の主体である都道府県で管内政令市を含めた情報を集約することが重要である。

そのため、平時の感染症法にとらわれずに、保健所設置市（政令市）の情報も、直接、都道府県に入るような情報収集システムを具体的に検討されたい。

(3) ウイルス(遺伝子)確定検査について、より早期に地方衛生研究所で確定できるよう、国立感染症研究所による地方衛生研究所の支援体制を構築されたい。

3 その他の提案

(1) 感染拡大状況、重症度等を考慮して、感染拡大抑制のため、社会的影響は大きいとしても、県は社会活動制限を恐れることなく実施できるよう、標準的な取り扱い基準を事前に、明確に示しておく必要がある。

(2) 平成 21 年の新型インフルエンザ発生の際、感染経路は、2 m くらいまでの飛沫感染、又は接触感染であるにもかかわらず、空気感染するような誤った情報により風評被害を被った。このようなことから、専門家による迅速で具体的かつ客観的な情報を国民に提供できる体制を構築する必要がある。

(3) 兵庫県においては、高校生からの患者発生を踏まえて、平常時より日々の全県学校の欠席情報をリアルタイムに把握する「学校サーベイランスシステム」を、平成 21 年に整備した。

学校の欠席情報を日々リアルタイムに把握する事は感染症の早期探知に重要であるため、全国的な展開を提案したい。

兵庫県提言(平成21年9月)及び全国知事会(平成22年6月)の要望に対する
 新型インフルエンザ等対策特別措置法への反映状況

事 項	内 容	法への反映状況
都道府県に対する調整権限の付与	<p>兵庫県提言:都道府県に対する調整権限の付与 全国知事会要望:災害救助法に類似した権限等を地方公共団体の長に付与すること。</p>	<p>第33条 (政府対策本部長及び都道府県対策本部長の指示) 緊急事態において、都道府県の区域における対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、関係市町長等に対し、必要な指示をすることができる。</p>
社会活動制限の法的位置づけの明確化	<p>兵庫県提言:社会活動制限の法的位置づけの明確化 全国知事会要望:感染拡大を防止するため、集会、企業活動などの社会活動制限について、あらかじめ法制度を整備するなど、実効性のある方策を講じること</p>	<p>法第45条(感染症を防止するための協力要請等) 都道府県知事は、住民に対しての外出自粛要請、学校・社会福祉施設・興業場等の施設の使用の制限等を要請することができる。</p>
行政手続きに関する特例	<p>全国知事会要望:自動車運転免許の更新期限の延長など新型インフルエンザ発生時における行政手続きに関する特例措置について、法的な整備を進めること</p>	<p>法第57条(新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等) 特定非常災害の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の規定(第2条から第6条)は、新型インフルエンザ等緊急事態について準用する。</p>
医療実施の要請・指示	<p>兵庫県提言:医療実施の要請・指示と補償</p>	<p>法第31条(医療等の実施の要請) 都道府県知事は、医師、看護師等の医療関係者に対し、場所、期間その他の必要な事項を示して、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療や予防接種を行うよう要請することができる。</p>
医療従事者への補償	<p>兵庫県提言:医療実施の要請・指示と補償 全国知事会要望:医療従事者に対する恒久的な補償制度の創設</p>	<p>法第31条(医療等の実施の要請) 都道府県知事は、医師、看護師等の医療関係者に対し、場所、期間その他の必要な事項を示して、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療や予防接種を行うよう要請することができる。 法第63条(損害補償) 都道府県知事の要請に応じ、患者に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡したり、疾病にかかったりしたときは、都道府県知事はその損害を補償する。補償の内容、水準等は政令等で定める。</p>

市町村の役割	兵庫県提言:市町村の役割の明確化	法第8条(市町村行動計画) 市町村が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供 ・住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関すること ・生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 等
--------	------------------	--

事 項	内 容	法への反映状況
財政上の措置	兵庫県提言:財源の確保 全国知事会要望:ワクチン接種について国の具体的な役割と責任を明確にするとともに国の負担を基本とし、仮に地方負担を伴うような場合においても国の責任において確実な財源手当を行うこと	法第69条(国庫の負担) 都道府県が支弁する臨時の医療施設(土地の使用を含む)、埋葬・火葬、物資の収用、医療の要請に伴う医療従事者の損害補償などについて政令で定めるところにより国が負担する。 法第70条(緊急事態に対処するための国の財政上の措置) 予防接種の実施その他新型インフルエンザ等緊急事態に対処するために地方公共団体が支弁する費用に対し、国は必要な財政上の措置を講ずる。
対策本部、対策計画の法的位置づけの明確化	兵庫県提言:対策本部、対策計画の法的位置づけの明確化	法第7条(都道府県行動計画) 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする。 法第22条(都道府県対策本部の設置及び所掌事務) 政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。

学校サーベイランスシステム概念図

